

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

別紙 1

施設名	白根北児童館			
管理者名	労働者協同組合ごまのたね	指定期間	令和7年4月1日	～ 令和12年3月31日
担当課	南区役所健康福祉課			
所在地	新潟市南区鷺ノ木新田 5 4 0 2 番地			
根拠法令	児童福祉法			
設置条例	新潟市児童館条例			
施設概要	敷地面積 2,895.10㎡ 延床面積 330㎡			
	構成施設の内容 事務室（20.00㎡）、図書室（30.00㎡）、集会室（50.00㎡）、遊戯室（140.00㎡）、静養室（9.00㎡）、トイレ（18.3㎡）、その他（62.70㎡）、屋外遊戯場、多目的スペース、3オン3コート、農園			

施設設置目的
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操をゆたかにすることを目的として児童館を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
① 児童の健全育成をはじめ、ボランティア活動や地域社会と協力連携しながら、地域住民に親しまれる児童館とする。 ② 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行う。 ③ 子育て世代の親子や高齢者等が世代間交流を行う場としての機能を持つ施設とする。 ④ 子どもが遊び又は学びを通して、豊かに生き、成長発達できるよう、環境の整備に努めるとともに、子どもの立場に立って、子どもの思いや願いを受け止め、それらに適切に応えるよう努める。 ⑤ 「中高生の居場所づくり」も強く求められており、屋外に設置してある3オン3コートを中高生を含めた健全育成事業の場として活用する。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	行事だより、ホームページ等による児童館活動に関する情報発信 2回以上/月			
	基準利用者数の達成	来館者数(年)(基準:50人×358日)17,900人以上			
	利用者の満足度	利用者アンケートの実施 2回以上/年			
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答 苦情・要望マニュアルの整備			
	事業の実施	・乳幼児向け、小中高向け事業の実施数 4回以上/月 ・地域、関係機関との連携事業実施数 2回以上/年			
財 務	業務の効率化	施設利用者1人あたり運営経費1,204円以下			
業 務	設置目的の理解	・運営協議会の実施数2回以上/年 ・業務仕様書に定める事項の遵守 違反回数0回 ・建築設備の保守管理 協定書に定める回数以上			
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告			
	安全安心の確保	防災訓練実施回数年2回以上			
	コンプライアンスの確立	児童福祉法、新潟市児童館条例の遵守、個人情報等の守秘義務マニュアルの整備			
	業務仕様書に定める事項の遵守	その他業務仕様書に定める事項の遵守			
人 材	配置人員条件の水準維持・育成の適切性	業務仕様書に定める人員配置 配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度 年2回以上の研修参加			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)	
現地調査日: 年 月 日	